

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年5月4日 17時00分ごろ
発生場所	福岡県宗像市北東方沖 沖ノ島灯台から真方位037° 25.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 35.0′ 東経130° 25.0′）
事故の概要	漁船第五あけぼの丸及び漁船第六あけぼの丸は、えい網中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年8月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第五あけぼの丸、75トン 129556、株式会社浜田あけぼの水産 B 漁船 第六あけぼの丸、75トン 129557、株式会社浜田あけぼの水産
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 船首部に凹損及び亀裂 B 左舷船首部に凹損及び亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	A船は、船長Aほか10人が乗り組み、B船とともに2そう底引き網漁の目的で島根県浜田市浜田港を出航し、宗像市北東方沖の漁場で操業していた。 A船は、B船の左舷方約0.2Mで、針路を000°として手動操舵により、約3ノットの対地速力で航行しながら、船長Aが、B船に投網指示を出し、操舵室後方の窓から船尾方を見ながら網の状態を確認したのち、B船に網を開くように指示を出した。 船長Aは、B船が右舵を取って網を開くと思い、船尾方の網の状態のみを見ながらB船の動きに意識を向けずに同じ針路、速力で航行を続け、B船が接近していることに気付かず、B船が至近に近付いたことに気付いた際、主機を停止したものの間に合わず、A船の船首部にB船の左舷船首部が衝突した。 B船は、船長Bほか8人が乗り組み、A船の右舷方約0.2Mで、針路を000°として手動操舵により航行しながら、船長Aの指示により、投網を行ったのち、船長Aから網を開くように指示された。 船長Bは、右舵を取り、針路を030°として、操舵スタンドにあ

	<p>るスイッチを自動操舵に切り替えたのち、操舵室後方の窓から船尾方の網の状態のみを見ていた。</p> <p>船長Bは、船長Aから無線で「危ない」との声を聞いたので左舷方を見たところ、至近にA船を認め、操舵スタンドに戻って手動操舵に切り替え、右舵を取るとともに主機を停止したものの、間に合わず、B船の左舷船首部がA船の船首部に衝突した。</p> <p>船長Bは、自動操舵に切り替えた際、切り替えスイッチが自動操舵ではなく遠隔操作の位置に入っており、舵がフリーの状態になっていたことに気付いた。</p> <p>B船は、遠隔操作のためのリモコン装置を装備していなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、手動操舵でえい網中、船長Aが、B船が右舵を取って網を開くと思い、船尾方の網の状態のみを見ながら同じ針路、速力で航行を続けたことから、B船が接近していることに気付かず、B船が至近に近付いたことに気付いた際、主機を停止したものの間に合わず、A船の船首部にB船の左舷船首部が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、手動操舵でえい網中、船長Bが、網を開こうと自動操舵に切り替えた際、切り替えスイッチが自動操舵ではなく遠隔操作の位置に入り、舵がフリーの状態となったまま、船尾方の網の状態のみを確認していたことから、A船に向かう進路となって接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船及びB船が共に手動操舵でえい網中、船長Aが、B船が右舵を取って網を開くと思い、船尾方の網の状態のみを見ながら同じ針路、速力で航行を続け、また、船長Bが、網を開こうと自動操舵に切り替えた際、切り替えスイッチが自動操舵ではなく遠隔操作の位置に入り、舵がフリーの状態となったまま、船尾方の網の状態のみを確認していたため、両船が接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、操業中、操舵室から網の状況のみに意識を向けることなく、常時、自船の動きや他船の動きにも注意すること。 ・ 船長は、操舵方法のスイッチを切り替えた際、指差確認を行うとともに、自船の動きを確認すること。 ・ 船舶の管理者は、切り替えスイッチの使用しない箇所にカバーをかける等、物理的に誤動作しない措置を採ることが望ましい。